

# 学校いじめ防止基本方針

八戸市立島守中学校

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたって

いじめに起因する不登校や、いじめを苦に自らの命を絶ってしまうなどの事例が多く発生している現在、いじめ問題は生徒指導上の喫緊の課題である。また、いじめの様相も、近年の急速な情報技術の発達により、ますます複雑化、潜在化している現状である。

子どもたちが安全かつ健全に学校生活を送り、豊かな人間関係を築くことができるようにするためには、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が足並みをそろえ、いじめの問題に向き合い、その対応手順やいじめ防止のための日頃の教育活動についての共通理解し、足並みをそろえて教育活動にあたる必要がある。

本校では、いじめ根絶の理念のもと、いじめの未然防止のための日頃の教育活動、いじめの早期発見の手立て、いじめを認知した場合の迅速かつ適切な対処法について、教職員全員が共通理解し、迷いなく活動できるよう、「学校いじめ防止基本方針」としてここに作成する。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が肉体的、心身的苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと旨とする。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。
- ②いじめは、決して許されない。
- ③いじめは、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。
- ⑤いじめは、命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ⑥いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。
- ⑦いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域、各関係機関等が一体となって問題へ取り組んでいく必要がある。

### (3) いじめの構造やその背景

いじめは無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態や、遊びやふざけあいのような、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のようなカモフラージュされた形態などで行われる。いずれにしても、いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われる。また、いじめは大別すると、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」、「傍観するなどの周囲の生徒」に分けられる。周囲の生徒のその状況により、いじめは抑止も増長もされうる。いじめのその背景は、嫉妬心・支配欲・愉快犯・同調性・嫌悪感・反発・報復・欲求不満など様々な要因があげられる。

### (4) いじめの態様

- ①冷やかす・からかい・悪口・脅し文句
- ②仲間はずれ・集団による無視・陰口・避ける
- ③ぶつかる・小突く・遊ぶふりをして叩いたり蹴る
- ④ひどくぶつかる・叩く・蹴るなどの暴力
- ⑤金品をたかる・使い走りなどの命令・脅し
- ⑥物を隠す・盗る・壊す・捨てる

⑦危険なことをされたりさせられる・性的辱め

⑧メールやネット上での誹謗中傷

### 3 校内体制について

校内に「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は全教職員およびスクールカウンセラーとする。主に、本校に関するいじめ防止の取り組みに関すること、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発などに関することを行う。

毎月の生活アンケートや毎学期末の生活改善アンケートで、いじめが疑われる回答があったり、その他の場面でいじめの訴えがあったり場合、当該学年主任、学級担任はただちに事実関係の掌握を行い、「いじめ対策委員会」に報告する。その後、関係生徒、保護者への指導・対応にあたる。

### 4 いじめの未然防止について

いじめを未然に防止するために、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を推進し、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育み、「いじめを生まない土壌づくり」への取組が重要である。

#### (1) 学習指導において

- ・規範意識、帰属意識向上のための集団づくり
- ・表現力、思考力、判断力育成のための授業づくり

#### (2) 特別活動において

- ・学級会活動と委員会活動の充実による自己有用感の向上
- ・学級会活動における望ましい人間関係の構築
- ・生徒会等を中心とする学校生活における生徒の自治能力の育成

#### (3) 道徳教育において

- ・人権教育と道徳教育の充実およびいじめ発生メカニズムについての理解

#### (4) キャリア教育の充実

- ・体験活動やコミュニケーションスキルトレーニングによる、コミュニケーション能力の育成
- ・将来の夢をもち、進路実現に向けての態度やプランニング能力の育成

#### (5) 教育相談の充実

- ・教育相談を定期（夏休み前・11月）、不定期（機をとらえた相談）に実施

#### (6) 情報教育の充実

- ・教科指導、総合的な学習の時間における情報モラル教育の実施
- ・情報モラル向上のための講演会の実施

#### (7) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知（本紙）
- ・参観日等における、いじめ防止・情報機器の使用に関する意識の啓発

### 5 いじめの早期発見について

いじめの早期発見は深刻化を防ぎ、早期解決につながる。日頃の些細な変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないという強い姿勢が求められる。また、教職員と生徒、保護者との信頼関係が構築されることで、相談体制や情報提供が充実し、いじめの発見がより早くなる。

#### (1) 日々の観察

- ・休み時間や授業、部活動などにおける些細な変化への気づき
- ・生活ノートなどからの情報収集

#### (2) 相談体制の整備

- ・教育相談での情報収集
- ・スクールカウンセラーの活用

#### (3) 定期的調査の実施

- ・毎月1回の「生活を振り返ろう」アンケートの実施と事後の面談

#### (4) 情報の共有

- ・職員会議などでの情報共有
- ・配慮を要する生徒の実態把握とその対応への共通理解
- ・進級時の引継ぎ

### 6 解決に向けた対応について

#### (1) 学校としての取組

- ・いじめが発生した場合、いじめ対策委員会をすぐに招集する。
- ・生徒指導、当事者のいる学年、学級担任、養護教諭などを中心に事実確認を行う。
- ・事実確認後、当該学年及び学級担任および生徒指導が中心となり、事態解決に向けての指導にあたる。
- ・状況に応じて、当該生徒の保護者への事実説明を行う。
- ・共通理解を図るため職員会議を開き、全教員へ事実を報告し、いじめられた生徒に対する配慮と再発防止へ向けての意思の疎通を図る。

#### (2) いじめられた生徒について

- ・事実確認を行うとともにいじめられた生徒の気持ちに立って、心のケアに努める。その場合、担当学年もしくは学級担任はもちろん全教職員、カウンセラーが連携して心のケアに努める。
- ・秘密を守ることや、最後まで守り抜くことを伝える。
- ・保護者に直接会って事実説明を行うとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・家庭との連携を密にし、些細な変化についても連絡してもらう。また、学校生活での様子についても伝える。

#### (3) いじめた生徒について

- ・断定的な状況にならないように配慮しながら事実の確認を行う。
- ・一定の教育的な配慮のもと、いかなる理由があろうとも、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で粘り強く指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、再発防止に努める。また、いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。
- ・保護者に対しては、事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、生徒の変容のために今後の手立てを必要に応じて関係機関と連携して推し進める。

### 7 重大事案への対応について

#### (1) 重大事案とは

##### ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れまたは生じた恐れがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・登校が困難な状態に陥った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

#### (2) 重大事案の報告

- ①重大事案が発生した際は、速やかに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。
- ②校長を中心に事後の対策を講じる。場合によってはマスコミへの対応についても対策を練る。
- ③警察など外部機関の協力を求める。

#### (3) 重大事案の調査

- ①校内調査、必要であれば、第三者における調査委員会を設置する。
- ②組織において、当事者に対しての聞き取り調査を行う。

③当事者以外の保護者、生徒に対して緊急集会を開き状況説明を行うとともに、アンケート調査を実施する。

## 8 評価

教職員・生徒・保護者等により、いじめ対策に関する学校評価を実施し、結果を考察し、改善に努める。

## 9 ネットいじめへの対応

### (1) スマートフォンやネット端末に関して

スマートフォン、ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等、ネットを利用する機器の普及を受け、家庭でのルール作りをお願いする。また、ネットいじめに関する情報提供を保護者と生徒に対し行う。

### (2) ネットいじめとは

パソコン・携帯電話やスマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷を不特定多数の者が掲示板に書き込むことを、メールやSNSなどで行うもの。

### (3) ネットいじめの予防

#### ①保護者への啓発

- ・インターネットトラブル防止に向けた提言への理解と協力をお願いする。
- ・スマートフォン、携帯ゲーム、音楽プレイヤーを所持させることのリスクを知らせる。
- ・家庭内でのネットに接続可能な機器類の使用上のルール作りをお願いする。
- ・情報モラルに関する講演会を実施する。

#### ②生徒への指導に関して

- ・情報モラル教室（情報モラルに関する授業や講演会を含む）の実施。
- ・インターネットの特殊性についての指導
- ・生徒会活動を通しての情報モラル教育

【資料】いじめ早期発見・生徒理解のための手だてとして

※生徒用端末で回答させ集計、教師から見て気になる回答をした生徒と個人面談を実施する。